

総合的な遊休農地解消対策の推進

地域の実情を踏まえた多様な主体による遊休農地活用や重点地区における遊休農地地権者への濃密指導等を通じ、一層の遊休農地の解消を推進。

元気な地域づくり交付金	59,157(0)	百万円の内数
強い農業づくり交付金	64,330(0)	百万円の内数
その他	5(5)	百万円

1 ポイント

農家数の減少や高齢化の進行等により遊休農地が増加しているが、このような遊休農地は地域活力の低下を招き、さらには我が国における食料の安定供給の確保に支障を生じかねず、その解消に向けた取組を緊急に実施する必要がある。

このため、地域の実情を踏まえた多様な主体による遊休農地活用や重点地区における遊休農地地権者への濃密指導等を総合的に展開することにより、一層の遊休農地の解消を推進。

2 事業の概要

(1) 遊休農地再生活動支援緊急対策

(元気な地域づくり交付金)

地域の実情を踏まえた多様な主体による遊休農地の再活用を促進するため、地域における遊休農地の実態や再活用に適した作物の選定・販路確保等の調査、援農ボランティアとともに実施する活動や農業者の組織が自ら行う作業に対する支援及び再活用のための土地条件整備を緊急的に実施。

(2) 優良農地確保支援対策等

(強い農業づくり交付金)

その他 5(5) 百万円

農業委員が不在村地主に面会して、農地の利用のあっせんを行うほか、重点地区における濃密指導等を実施し、遊休農地の解消と担い手への利用集積を促進。

3 事業実施主体

- (1) 都道府県、市町村、農協、公社、土地改良区、農業者等の組織する団体
- (2) 全国農業会議所、都道府県農業会議、農業委員会

4 補助率

- (1) 定額
- (2) 定額、1／2以内

[担当窓口課：農村振興局地域振興課（03-3502-6004（直））]

総合的な遊休農地解消対策の推進

遊休農地を巡る状況

現状

- 農家の減少・高齢化による遊休農地の増加
- 病害虫の発生等営農・生活環境の悪化

課題

- 遊休農地の現況・実態把握
- 再活用の促進と地域活力の向上
- 優良農地の確保による食料の安定供給

- ・遊休農地の実態把握と特性に応じた多様な活用
- ・新たな農地利用のニーズを踏まえた遊休農地の受け手の拡大
- ・重点地区における遊休農地地権者への濃密指導等

遊休農地再生活動支援緊急対策(新規)

遊休農地の活用方法等の検討
※市町村が農業委員会と連携して推進

解消農地の継続的な利用を確保するため、
地域に適した作物の選択、販路確保、体験農園
等の開設に係る調査等の実施

援農ボランティアによる解消、
農業者等の組織する団体による自主的解消、
土地条件整備の実施

多様な主体による
多様な遊休農地活用

認定農業者
農業者等の組織する団体
新規就農者
企業・NPO等(特区)
等

農業生産活動

地方公共団体等
農業者
企業・NPO等(特区)

体験農園・市民農園

支援

農業委員会

農地パトロール等
による現況把握

遊休農地発生率が高い
地区での濃密指導

優良農地確保支援
対策

- ・重点地区において、農業
委員が地権者を訪問、利用
集積のあっせん等を実施
- ・農業委員が不在村地主
に面会、利用集積のあっ
せん等を実施

基盤強化法27条
「遊休農地に関する
措置」の効果発現

指導に従わない場合
は市町村長による特
定遊休農地の通知



(遊休農地)



(市民農園に整備)

一層の遊休農地の解消推進